

埼玉県最低賃金が改正されます

必ずチェック最低賃金！使用者も労働者も

埼玉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）及び、その使用者に適用される埼玉県最低賃金（地域別最低賃金）が次のように改正されます。

平成24年10月1日から、時間額 **771円**

（759円から12円引き上げ）

1 埼玉県最低賃金は、埼玉県下の事業場で働くすべての労働者に適用されます。常用・臨時・パート・アルバイトなどの就労形態は問いません。

なお、特定の産業の事業場で働く労働者については、「埼玉県最低賃金」よりも高額の「特定最低賃金」が適用されます（特定最低賃金は現在改正作業中です）。

2 使用者は、適用される最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

3 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、支払賃金額から、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除いた賃金額が、最低賃金額以上でなければなりません。

4 賃金が時間給以外で定められている場合（月給・日給等）、賃金を1時間当たりの金額に換算して埼玉県最低賃金額と比較します。